

骨髄移植ドナー支援事業助成金制度の開始について
～ 神奈川県内で初めての実施 ～

白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の経済的な負担を軽減し、骨髄移植等の推進を図るため、ドナーとなった市民及びドナーが勤務する事業所に対して助成金を交付します。

骨髄移植・末梢血幹細胞移植は、病気になった患者の造血幹細胞を、健康な人のものに置き換える治療法であり、日本骨髄バンクが主体となり地方自治体の協力で行われている公的な事業です。

1 助成対象

- (1) 本市に住民登録があり、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄等の提供を完了し、骨髄提供に伴う休暇制度がない事業所等に勤務する人。
- (2) 助成を受けるドナーが勤務する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、骨髄提供に伴う休暇取得が可能な事業所を除く）。

2 助成金額・日数

- (1) ドナー：1日につき2万円（7日を上限とする）。
- (2) ドナーが勤務する事業所：1日につき1万円（7日を上限とする）。

3 助成対象となる通院等の内容

骨髄提供・末梢血幹細胞提供のための通院・入院及び面接等。通常、骨髄移植の場合で通院の他に4日間程度の入院、末梢血の造血幹細胞移植の場合で、7日間程度の入院となる。

4 助成の申請

平成29年4月1日以降で、骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から1年以内に、市が定めた様式に必要書類を添付して申請すること。

5 お問い合わせ

保健所健康づくり課難病対策係